

原規規発第2103036号  
令和3年3月3日

原子力委員会 殿

原子力規制委員会  
(公印省略)

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨  
界実験装置の変更）に関する意見の聴取について

上記の件について、令和2年12月24日付け20京大施環化第101号（令和3年2月8日付け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項及び第76条の規定に基づき、別添のとおり申請があり、審査の結果、同法第26条第4項において準用する同法第24条第1項各号のいずれにも適合していると認められるので、同法第26条第4項において準用する同法第24条第2項の規定に基づき、別紙のとおり同条第1項第1号に規定する基準の適用について、貴委員会の意見を求める。

なお、「京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨  
界実験装置の変更）に関する意見の聴取について（令和3年2月17日付け原規  
規発第2102172号）」は撤回する。

(別紙)

京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について

令和2年12月24日付け20京大施環化第101号（令和3年2月8日付け20京大施環化第125号をもって一部補正）をもって、国立大学法人京都大学 学長 湊 長博から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第26条第1項及び第76条の規定に基づき提出された京都大学複合原子力科学研究所 原子炉設置変更承認申請書（臨界実験装置の変更）に対する法第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準への適合については以下のとおりである。

本件申請については、

- ・ 試験研究用等原子炉の使用目的（原子炉の核特性等に関する基礎研究、開発研究及び教育訓練）を変更するものではないこと
- ・ 使用済燃料については、国内の他の事業者又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国に引き渡すまで、当該原子炉施設の燃料室に保管するという方針に変更はないこと

から、試験研究用等原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められる。